

## 建設工事従事者の安全と健康の確保の推進に関する茨城県指針

はじめに 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する現状と課題

### 1 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に必要な環境整備

本県の建設業における労働災害は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）等の改正により危害防止基準等が年々充実強化されるとともに、建設業者等による長年にわたる自主的な労働災害防止活動が相まって長期的には減少傾向にあり、平成 9 年に 720 人だった死傷者数は、平成 25 年以降は年間 300 人台で推移している。

しかしながら、いわゆる一人親方や自営業主・家族従事者（以下「一人親方等」という。）を含めた建設工事従事者全体として、墜落災害をはじめとする建設工事の現場での災害により、依然として多くの尊い命が亡くなっていることを重く受け止め、建設業における災害の撲滅に向けて一層の実効性のある取組を推進する必要がある。

建設工事従事者の安全及び健康の確保については、公共工事のみならず全ての建設工事について、労働安全衛生法令に基づく最低基準の遵守徹底に加え、さらに建設業者等による取組を促進していくこと等が重要であるが、その前提として、請負契約において適正な請負代金や工期等が定められること、建設工事従事者の処遇の改善や地位の向上が図られること等が強く求められている。

### 2 一人親方等への対処の必要性

一人親方等は、労働安全衛生法上の労働者には当たらないため、同法の直接の保護対象には当たらない。しかしながら、建設工事の現場では、他の関係請負人の労働者と同じような作業に従事しており、その業務の実情、災害の発生状況等からみて、技能を持った建設工事の担い手である一人親方等の安全及び健康の確保について、特段の対応が必要である。

### 3 建設工事従事者の処遇の改善等を通じた中長期的な担い手の確保

建設業においては、近年技能労働者の賃金水準は上昇傾向にあるものの、未だ他産業の労働者と比べて低い水準にある。また、他産業では一般的となっている週休二日の確保が十分ではなく、総労働時間が長くなっている。

建設工事従事者の高齢化が進行している中、建設業を魅力的な仕事の間とし、処遇の改善や技能・技術の振興、技能・技術を適正に評価するための仕組の構築を含めた地位の向上を図りつつ、中長期的な担い手の確保を進めていくことが急務である。

## 第1 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策についての基本的な方針

### 1 適正な請負代金の額、工期等の設定

建設業の請負契約において、仮に不当に低い請負代金や不当に短い工期で締結されれば、受注者に工事の施工方法、工程等について技術的に無理な手段等を強いることになり、適正な施工が確保されず、労働災害や公衆災害等の発生につながる恐れがある。

そのため、請負代金については、労務費や市場における資材等の取引価格施工の実態等を反映し、建設工事従事者の安全及び健康に関する経費（以下「安全衛生経費」という。）を適切に確保する必要がある。労働安全衛生法は、建設工事の現場において、元請負人及び下請負人に対して、それぞれの立場に応じて、労働災害防止対策を講ずることを義務づけている。したがって、当該対策に要する経費は、元請負人及び下請負人が義務的に負担しなければならない費用であり、建設業法（昭和24年法律第100号）第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものである。

また、工期については、工事の性格、地域の実情、自然条件等による不稼働日等を踏まえ、週休二日の確保等をした上で、工事を施工するための日数を適切に設定することが必要である。特に、年度末にかかる工事を変更する際には、年度内完了に固執することなく、必要な日数を見込む等、工事施工に必要な日数を確保することが必要である。

### 2 設計、施工等の各段階における措置

建設工事は、屋外で施工されることが多いため、気候、地形、地質等の自然条件に大きく左右されるほか、騒音、振動等に対する社会的条件の配慮から、工事現場ごとに施工方法が異なる。

そのため、設計段階においても、建設工事の現場の施工条件を十分に調査した上で、建設工事従事者の安全及び健康の確保に配慮した施工方法等を検討することが重要である。

また、施工段階においては、元請負人の統括安全衛生管理のもと、一人親方等を含む関係請負人がそれぞれの役割分担により漏れなく安全措置を講ずる必要がある。その際、労働安全衛生法令に基づく最低基準の措置だけでなく、建設工事の現場における危険性・有害性を評価（リスクアセスメント）して、当該リスクを低減し、安全及び健康を確保するための措置を講ずることが重要である。

### 3 建設業者等及び建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の向上

元請負人及び下請負人を問わず、建設工事従事者の安全及び健康に関する意識が低い場合、例えば一人の建設工事従事者が不安全な状態にあったとしても、請負代金や工期の制約、現場作業の多忙等から、それが看過され、適切な作業手順を踏まないといった不安全行動を誘発するおそれがある。

したがって、建設工事従事者の安全及び健康に関する建設業者等及び建設工事従事者の意識を高める教育の実施や、建設業界全体として「安全文化」、すなわち、建設業者等及び建設工事従事者が安全及び健康を最優先にする気風や気質をさらに醸成していくた

めの取組を促進していくことが重要である。

#### 4 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上

建設工事従事者の安全及び健康の確保については、労働安全衛生法令に基づく最低基準の遵守徹底に加え、建設業者等による建設工事の現場の状況に即した取組を促進していくこと等が重要であるが、その前提として、課題を解決するため所要の環境整備を進め、適切な賃金水準の確保、社会保険の加入徹底、自然条件等に応じた不稼働日や適切な作業時間（夏季等）の確保、休日の確保や長時間労働の是正等の働き方改革の推進等の処遇の改善や地位の向上が図られること等が必要である。

## 第2 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、県が総合的かつ計画的に講ずべき施策

### 1 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等

#### (1) 安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等

建設工事従事者の安全及び健康の確保を図るためには、公共工事、民間工事を問わず、建設工事の請負契約において、適正な請負代金の額が定められ、これが確実に履行されることが重要である。特に、安全衛生経費については、建設工事の工種、工事規模、施工場所等により異なるため、関係行政機関等が協力し、その実態を把握するとともに、それを踏まえ、適切かつ明確な積算がなされ下請負人まで確実に支払われるような実効性のある施策を検討し、実施する。加えて、労働安全衛生法は、元請負人及び下請負人に対して、それぞれの立場に応じて労働災害防止対策を講ずることを義務付けていることから、安全衛生経費は、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるため、立入検査等を通じ法令順守の徹底を図る。

#### (2) 建設工事従事者の安全及び健康に配慮した工期の設定

建設工事従事者の健康保持、災害防止等の観点から、週休二日の実現や労働時間の削減に向け、請負契約において、休日等の日数を確保するなど適切な工期が定められるとともに、やむを得ない事由により工期内に工事が終わらない見込みの場合は適切な工期延長が行われる等の環境を整備する。

また、公共工事においては、一時期に工事が過度に集中することを避けるため、債務負担行為の積極的な活用等により施工時期を平準化する等、計画的な発注を実施する。

### 2 責任体制の明確化

建設工事の適正な施工を行うためには、元請負人、下請負人それぞれが請負契約の内容に基づき、求められる役割を適切に果たすことが必要である。このため、立入検査や研修会等を通じ、一括下請負の禁止、技術者の専任配置、元請負人と下請負人との間の対等な関係に基づく適正な契約締結等に関して法令遵守の徹底を図る。

また、下請契約において、各建設業者が自らの役割に応じた適切な安全衛生対策を講ずるよう、関係機関・団体等と連携し、中小の建設業者の安全衛生管理能力の向上に向けた教育等の支援を促進する。

### 3 建設工事の現場における措置の統一的な実施

#### (1) 建設業者間の連携の促進

一人親方等を含む末端の下請負人まで、作業間の連絡調整、下請負人への指導・安全衛生教育への支援、現場内の設備・機械等の安全確保や職業性疾病の防止等が徹底されるよう、労働安全衛生法に基づく元請負人による統括安全衛生管理の徹底を図るとともに、関係機関・団体等と連携し、制度の周知等を図る。

## (2) 一人親方等の安全及び健康の確保

一人親方等の安全及び健康の確保を促進するためには、労働者だけでなく一人親方等を含めて建設現場における措置を統一的に実施することが必要である。このため、一人親方等が業務中に被災した災害を的確に把握するとともに、労働災害との比較等により、一人親方等の災害の特徴を分析し、災害防止対策の基礎資料として活用する。

また、一人親方等に関しては労働安全衛生法の直接の保護対象には当たらないため、一人親方等に仕事を注文する立場の建設業者による一人親方等の安全及び健康への配慮を促進するとともに、専門工事業ごとに一人親方等に対してその業務の特性や作業の実態を踏まえた安全衛生に関する知識習得等を支援する。

なお、令和3年5月の建設アスベスト訴訟最高裁判決において、労働安全衛生法第22条の規定は、労働者と同じ場所で働く労働者以外の者も保護する趣旨との判断が出されたこと等を踏まえ、令和4年度中に一人親方等も労働安全衛生法に基づく保護措置の対象とする旨の厚生労働省令の改正が予定されていることから、当該省令が改正された場合には、改正内容の周知を図るものとする。

## (3) 特別加入制度への加入促進等の徹底

一人親方が労災保険への加入を希望する場合、特別加入者として任意加入する必要がある。

現場において労働者としての実態がある者については、労働者として扱うよう改めて周知・指導を行うとともに、一人親方の安全及び健康の確保とあわせて、関係行政機関等が連携し、元請負人等を通じて一人親方で特別加入していない者の実態を把握し、一人親方に対する労災保険の特別加入制度への加入の積極的な促進を徹底する。

## 4 建設工場の現場の安全性の点検等

### (1) 建設工場の現場の安全性の点検、分析、評価等に関する建設業者等による自主的な取組の促進

建設工場の現場の安全衛生水準を高めていくためには、労働安全衛生法に基づく法定の措置を講ずるだけでなく、建設業者がリスクアセスメントを実施し、さらには自社の安全衛生に関する対策について計画・実行・評価・改善する仕組み（マネジメントシステム）を構築することが重要である。このため、リスクアセスメント等の基礎情報となる災害事例や建設業者及び関係機関・団体等による安全衛生活動を発信することで、建設業者の活動に対する支援を行うとともに、建設工場の完了時等における建設業者の安全衛生管理を評価する取組を推進する。

また、安全性の点検等に関する建設業者や関係団体の自主的な研修会、講習会等の取組を一層促進する。

さらに、建設工場の現場における安全性の点検・パトロール等の自主的な取組を一層活発にするため、元請負人と下請負人との立場の違いを越えた連携等を促進する。

- (2) 建設工事従事者の安全及び健康に配慮した設計、建設工事の安全な実施に資するとともに省力化・生産性向上にも配慮した工法や資機材等の開発・普及の促進

建設工事従事者の安全及び健康に配慮した建築物等の設計の普及を推進するため、施工の安全性に配慮した建築物等の設計に係る先行事例の収集・普及を促進する。

また、ICT建機やUAVを活用することで、重機回りの丁張り作業や法面作業など危険を伴う作業等を減少させる i-Construction を推進するとともに、生産性向上にも配慮した安全な工法等の研究開発及び普及を推進する。

さらに、国土交通省等の各種ガイドラインを踏まえた安全な施工の普及を図るとともに、公共工事のみならず民間工事にも適用できる、「公共工事等における新技術活用システム」を周知し、安全及び健康に配慮した新技術の効果的な活用を促進する。

この他、建設工事従事者の高齢化が進行していることを踏まえ、高齢者に配慮した作業方法や熱中症対策など作業環境の改善を図る。

## 5 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発

- (1) 建設工事従事者の従事する業務に関する安全衛生教育の促進

労働安全衛生法で定められた法定の教育の実施とともに、安全衛生管理の能力向上教育など建設工事従事者の経験、能力、立場等に応じた教育を促進する。また、災害の多くが中小規模の建設工事の現場で発生していること等を踏まえ、関係機関・団体等と連携し、中小の建設業者が建設工事従事者に対して行う、不安全行動の防止や安全衛生管理に係る教育への支援を促進する。

なお、支援にあたっては、安全衛生教育を受ける機会が少ない一人親方等や技能実習生等の外国人労働者の参加への配慮にも努める。

- (2) 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発に係る自主的な取組の促進

建設業者等や建設工事従事者が安全及び健康に関して高い意識を持ち、建設工事の現場の安全を高めるための自主的な取組を促進する必要がある。このため、各建設工事の現場に関し建設業者等が実施している、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する意識啓発に係る創意工夫事例をはじめとした建設業者等の安全衛生活動の取組や災害対応事例について積極的に情報発信し、水平展開を図る。

また、建設工事の現場において、安全衛生水準の向上等について顕著な実績をあげた建設工事従事者や建設業者若しくは関係機関・団体等への表彰実施又は事例紹介等を通じて、関係者の意識を高め、もって安全衛生水準をさらに高めていくとともに、建設工事従事者の技能者としての地位の向上にも繋げる。

あわせて、関係機関・団体等と連携し、各建設工事の現場において、建設工事従事者のメンタルヘルス対策や熱中症対策、アスベスト対策等、心身の健康を確保するための自主的な取組を促進するとともに、建設工事従事者が利活用できる健康相談窓口について、現場レベルでの周知と活用促進を図る。

### 第3 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

#### 1 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上を図るための施策

##### (1) 社会保険等の加入の徹底

社会保険等の加入については、労働者の処遇の改善と、法定福利費を適正に負担する企業による公平で適正な競争環境の構築のため、建設業許可更新時の加入の確認及び指導のほか、公共工事における未加入業者の排除や法定福利費を内訳明示した見積書の活用等による法定福利費の適切な確保等により社会保険加入に対する周知及び啓発を進めてきた結果、加入率は着実に上昇してきた。

令和2年に建設業法が改正され、建設業の許可・更新において適切な社会保険への加入が要件とされたことを踏まえつつ、引き続き、建設業者及び建設工事従事者の社会保険等の加入の徹底について実効性のある対策を推進する。

また、契約の形態が一人親方との請負契約であっても、実態として労働者に該当する場合には、社会保険等の加入の必要や労働基準関係法令が適用されることや、一人親方については社会保険が適用除外となること等、建設業者等及び建設工事従事者が個々の実情に応じて適切な社会保険等に加入できるよう、関係機関・団体等と連携し周知を図る。

##### (2) 建設キャリアアップシステムの活用促進

建設工事従事者の資格やその就業実績等を業界統一のルールにより蓄積することにより、建設工事従事者がそれぞれの経験と技能に応じた育成と処遇が受けられるようにするため、建設キャリアアップシステムの活用を促進する。

##### (3) 「働き方改革」の促進

総労働時間が長く休みが取れないことや、賃金が全国的に見た場合に他産業と比較して低い水準にあることが、建設業における若者の入職に当たっての障害・離職理由となっている。このため、国の働き方改革実現会議で決定された働き方改革実行計画を踏まえ、適正な工期設定、週休二日の推進等の休日確保、適正な賃金水準の確保等、公共工事のみならず全ての建設工事について、建設業における働き方改革を促進する。

また、過重な仕事やストレスは、メンタルヘルスの不調等心身の健康上の問題の観点からも改善する必要があるため、メンタルヘルスケアの充実等の取組を促進する。

なお、建設事業においても、令和6年4月1日以降は、災害の復旧・復興の事業を除き、労働基準法上の時間外労働の上限規制が全て適用されることに留意する。

#### 2 墜落・転落災害の防止対策の充実強化

##### (1) 労働安全衛生法令の遵守徹底等

建設工事の現場においては、墜落・転落災害が最も多いため、墜落・転落災害のさらなる減少に向けて、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）に基づく措置の遵守徹底を図る。

加えて、足場からの墜落・転落災害については、厚生労働省が公表している「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」に示されている、労働安全規則に併せて実施することが望ましい「より安全な措置」等の一層の普及の促進を図る。

#### (2) 墜落・転落災害防止対策の充実強化

公共工事のみならず全ての建設工事について建設工事従事者の安全及び健康の確保を図ることが等しく重要であることに鑑み、墜落・転落災害の発生状況や関連する施策の実績等を踏まえつつ、墜落・転落災害防止対策の充実強化について調査・検討を行い、その結果を踏まえ必要な対策の普及を促進する。

### 3 指針の推進体制

建設工事従事者の安全及び健康の確保については、厚生労働省、国土交通省、茨城県及び建設業者団体等が、推進体制の構築を通じて連携を図り、施策を推進する。

### 4 推進状況の点検と指針の見直し

施策の検討、点検・評価及び指針の見直し等については、推進体制において推進状況を確認する。

また、推進会議において本指針の内容を変更する必要があると認めるときは、速やかにこれを変更する。